



26修理第551号

動物用医療機器修理業許可証

氏名又は
名 称

東京医研株式会社

事業所の
所在地

東京都稲城市大丸516-1

事業所の
名 称

東京医研株式会社 西東京営業所

修理区分

動物用医薬品等取締規則第136条第1号の区分

許可の
有効期間

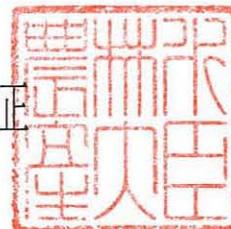
平成26年12月9日から

平成31年12月8日まで

薬事法（昭和35年法律第145号）第40条の2第1項の規定により許可を受けた動物用医療機器の修理業者であることを証する。

平成26年8月27日

農林水産大臣 林 芳正





農林水産省指令 26 消安第 2815 号

東京都稲城市東長沼 1131-1
東京医研株式会社
代表取締役 岩下 久人

平成 26 年 8 月 22 日付けで申請のあった動物用医療機器の修理業の許可の更新については、薬事法（昭和 35 年法律第 145 号）第 40 条の 2 第 3 項の規定に基づき、申請のとおり許可する。

平成 26 年 8 月 27 日

農林水産大臣 林 芳正

